

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 125
不服2024-003196	引き算の資金計画	37	Z (拒絶)	【商標法3条1項6号】

<審決要旨>

役務の提供者が総予算から住宅を建てる際に発生する諸費用を引き算して算出する資金計画に基づいた建設工事を行う者といった、当該役務提供者の特性を表示する宣伝広告の一類型であることを認識するにすぎない。

(1) 「引き算の資金計画」の語は、「総予算から住宅を建てる際に発生する諸費用を引き算して、住宅を建てるための資金計画を立てる考え方」ほどの意味合いで使用されていることが認められる

(2) また、上記と同様の意味合いで、「引き算の資金計画」、「引き算で考える資金計画」や「資金計画は“引き算”で考えます」などと称していることが認められる。

(3) そうすると、役務提供者の特性を表示する宣伝広告の一類型で、取引に際し必要適切な表示であって何人もその使用を欲するものであり、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標であるから、商標法第3条第1項第6号に該当する。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 143
不服2024-006751	本味	30	Y (登録)	【商標法3条1項3号】

<審決要旨>

「まことの味」程の意味合いを連想、想起させる場合があるところ、指定商品との関係においては、未だ漠然とし、商品の品質を直接的に表示したものとして直ちに理解されるとはいひ難い。

(1) 「本味」の文字は辞書等に採録されておらず、成語とは認められない。

(2) 本願の指定商品「ウースターソース、グレービーソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、酢の素、そばつゆ」等との関係においては、未だ漠然としたものであり、商品の品質を直接的に表示したものとして直ちに理解されるとはいひ難い。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 131
不服2024-003732		25	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 O i C O I C

<審決要旨>

本願商標から生じる「オオアイシイグループ」の称呼と、引用商標の「オオアイシイ」の称呼とは容易に聴別することができる

(1) 本願商標の文字部分は、同じ文字種でバランスよく配置され、視覚的にまとまりよく一体的に表された印象を与える、文字の大きさ等に差異はあるものの、殊更に「o i c」の文字部分のみが独立して認識されるとみるべき特段の事情は見出せない。

よって、「オオアイシイグループ」の称呼が生じ、特定の観念は生じない。

(2) 一方、引用商標1、2は、「オオアイシイ」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。

(3) そうすると、両商標は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別することができるから、両商標は非類似の商標というべきである。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 188
不服2024-014948	ondo	36	Y (登録)	<p>【商標法4条1項11号】</p> 

<審決要旨>

引用商標は、「C o n d o」の一連の文字（語）を構成していると理解されるというのが相当である

(1) 本願商標は、その構成文字に相応して「オンド」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

(2) 引用商標は、図形部分のうちの「C」の欧文字と共通した形状が、「C」の欧文字を表したものであつて、それと「o n d o」の文字部分とが関連性を有し、「C o n d o」の一連の文字（語）を構成していると理解されるというのが相当であり、全体の構成から、「コンド」の称呼及び「コンドミニアム。分譲マンション。」程度の観念を生じ得る。

(3) そうすると、「オンド」の称呼と、「コンド」の称呼は、語頭において、「オ」と「コ」の音の差異を有し、充分聴別できる非類似の商標である。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 153
不服2024-007355	NOA	11,14, 20,24, 28	Y (登録)	<p>【商標法4条1項11号】</p> <p>① ノア ② NOAH</p> 

<審決要旨>

「ノア」の称呼を共通にするとしても、本願「エヌオーワー」を引用「ノア」の称呼は聴別し得る。

(1) 本願商標から生じる「エヌオーワー」の称呼と引用商標から生じる「ノア」の称呼については、両称呼は明瞭に聴別し得るものである。

(2) 観念において、本願商標は特定の観念は生じないが、引用商標は「旧約聖書の登場人物名であるノア」ほどの観念が生じ、両者は相紛れるおそれはない。

(3) よって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。